

民生協議会協議事項

〔 日時 平成 31 年 2 月 21 日 (木)
午前 10 時
場所 第 3 委員会室 〕

- 所管事項の報告について
 - 1 八戸市民生委員定数条例の一部改正（案）の概要について
 - 2 八戸市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正（案）の概要について
 - 3 八戸市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例（案）の概要について
 - 4 八戸市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正（案）の概要について
 - 5 八戸市手話言語条例（案）の概要について
 - 6 三戸郡福祉事務組合の解散について
 - 7 三戸郡福祉事務組合の解散に伴う三戸郡福祉事務組合立やまばと寮の財産処分について
 - 8 三戸郡福祉事務組合の解散に伴う財産処分及び事務承継について
 - 9 八戸市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部改正（案）の概要について
 - 10 八戸市南郷保健センター条例の廃止（案）について
 - 11 八戸市南郷母子健康センター条例の廃止（案）について
 - 12 住民票誤交付に係る損害賠償額の専決処分について
 - 13 自動車事故報告及び損害賠償額の専決処分について
 - 14 繁忙期における休日開庁の実施について
 - 15 バンコマイシン耐性腸球菌（VRE）対応病床の設置に伴う 1 次・2 次救急患者及び入院予定患者の一部受け入れ制限について
 - 16 その他

八戸市民生委員定数条例の一部改正（案）の概要について

1 改正の理由

本年12月1日に行われる民生委員の一斉改選に向けて、担当世帯数の多い民生委員の負担を軽減するため、民生委員の定数を増やすもの。

2 改正の内容

民生委員の定数を、523人から530人に変更する。

3 施行期日

平成31年12月1日

八戸市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正（案）の概要について

1 改正の理由

災害弔慰金の支給等に関する法律等の一部改正に伴い、災害援護資金の貸付利率及び保証人並びに償還方法に係る規定の整備をするためのもの。

2 改正の内容

区分	改正後	改正前
利率及び保証人	<p>■保証人を立てる場合 無利子</p> <p>■保証人を立てない場合 年3パーセント以内で市長が定める率 (東日本大震災時の特例により保証人がいない場合であっても貸付けが認められたこと等を踏まえた。)</p>	<p>■利率 年3パーセント</p> <p>■保証人 立てなければならない</p>
償還方法	年賦償還、半年賦償還又は月賦償還	年賦償還又は半年賦償還

【参考】

○災害弔慰金の支給等に関する法律の一部改正（概要）

- ・災害援護資金の貸付利率について、年3パーセント以内で条例で定める率とした。

○災害弔慰金の支給等に関する法律施行令の一部改正（概要）

- ・災害援護資金の貸付けについて被災者が保証人を立てることを要しないこととした。
- ・災害援護資金の償還方法に月賦償還の方法を追加することとした。

3 施行期日

平成31年4月1日

4 経過措置

利率及び保証人に関する規定について、所要の経過措置を定める。

八戸市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例（案）の概要について

1 制定の理由

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部改正に伴い、平成31年4月から、幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定に関する事務が都道府県から中核市へ移譲されることから、対象となる施設の認定の要件を定めるもの。

2 対象となる施設

幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園、地方裁量型認定こども園
(参考)

類型	内容	法的性格
幼稚園型	保育を必要とする子どものための保育時間を確保するなど、保育所的な機能を備えた幼稚園	学校 (認可幼稚園+保育所機能)
保育所型	保育を必要とする子ども以外の子どもを受け入れるなど、幼稚園的な機能を備えた保育所	児童福祉施設 (認可保育所+幼稚園機能)
地方裁量型	幼稚園、保育所いずれの認可も受けていない教育・保育施設が認定こども園として必要な機能を備えた施設	保育所機能+幼稚園機能

3 条例の主な内容

一般項目	条例の趣旨、施設の類型 (国の基準のとおり)
職員に関する基準	配置すべき職員の員数、資格等 (国の基準のとおり)
設備に関する基準	園舎・保育室又は遊戯室・屋外遊技場の面積、食事の提供等 (国の基準のとおり)
運営に関する基準	教育及び保育の内容、職員の資質向上、子育て支援、管理運営等 (国の基準のとおり)

4 制定に当たっての取扱いと市独自の規定

(1) 制定に当たっての取扱い

- 現行の認定要件は、県条例によって規定されており、県条例は国基準と同様の内容となっている。
- 現状において、各施設の運営状況に支障がないと認められることから、基本的に県の認定要件を維持した内容とするが、子どもの生命・安全を確保する観点から、幼保連携型認定こども園の市基準に合わせて、非常災害対策に係る市独自の規定を追加するものとする。

(2) 市独自の規定

非常災害対策に係る次の規定を追加することにより、幼保連携型認定こども園以外の認定こども園においても、地域の特性に応じた非常災害に係る対策が図られる。

追加する規定の内容
① 非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的な計画を立て、これに対する不断の注意と訓練をするように努めること。
② 避難及び消火に関する訓練は、少なくとも毎月1回はこれを行うこと。
③ 非常災害に係る対策には、地域の特性に応じて、地震、津波等による自然災害に係る対策を含めること。

5 施行期日

平成 31 年 4 月 1 日

八戸市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する 基準を定める条例の一部改正（案）の概要について

1. 改正理由

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、放課後児童支援員の資格要件を拡大するためのものである。

2. 改正内容

・放課後児童支援員の資格要件の拡大

平成31年4月1日より、学校教育法の改正により専門職業人の養成を目的とする新たな高等教育機関として、「専門職大学」の制度が設けられ、専門職大学は前期・後期に課程を区分することができることとされた。これに伴い、放課後児童支援員の基礎資格を有する者として「専門職大学の前期課程を修了した者」を対象に加える。

※専門職大学の前期課程の修了者は、短期大学卒業者と同等の教育水準を達成することとし、短期大学士相当の文部科学大臣の定める学位が授与される。

※平成31年度開設予定の専門職大学・専門職短期大学

(1)専門職大学（2校）

高知リハビリテーション専門職大学（高知県土佐市）、国際ファッション専門職大学（東京都新宿区、愛知県名古屋市、大阪府大阪市）

(2)専門職短期大学（1校）

ヤマザキ動物看護専門職短期大学（東京都渋谷区）

3. 施行期日

平成31年4月1日

八戸市手話言語条例（案）の概要について

1. 制定の目的

手話が言語であるとの認識に基づき、手話に関する基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、手話に関する基本的施策を定めることにより、手話に対する理解の促進及び手話の普及を総合的に推進し、もってろう者とろう者以外の者が互いに支え合いながら共生する地域社会の実現に寄与することを目的とする。

2. 経緯

手話は、ろう者にとって情報の取得や意思疎通をするための大切な言語であるが、これまで手話に対する社会的な認識や、環境の整備が不十分であったことから、ろう者は多くの不便や不安を感じながら生活してきた。

国においては、障害者の権利に関する条約や障害者基本法において、手話が音声言語と同様に言語であることが明記されたが、市民が手話に接する機会は少なく、手話に対する理解が十分に深まっているとは言えない状況にある。

このような中、平成29年10月に、八戸市ろうあ協会より手話言語条例の早期制定についての要望書が提出され、翌11月には全市議会議員、八戸市ろうあ協会、八戸市の3者が合同で手話言語条例に関する勉強会を開催し、理解を深めた。

また、平成31年1月1日時点で218の自治体が条例を制定しており、全国的にも手話が言語であることに基づいた取組が進められてきていることから、本市においても、手話に対する理解の促進及び手話の普及を図り、ろう者とろう者以外の者が互いに支え合いながら共生する地域社会の実現を目指し、条例を制定するものである。

3. 条例（案）の概略

次ページのとおり

4. 施行期日

平成31年4月1日

5. 全国の条例制定状況

平成31年1月1日現在、全国で218自治体（25道府県、3区、165市、25町）が条例を制定済み。青森県内では、黒石市が平成28年9月に、弘前市が平成30年3月に制定した。

手話言語条例制定自治体の推移

※年度に制定した自治体数

H31.1.1 現在

年度	道府県	区	市	町	村	計
25	1	0	2	1	0	4
26	2	0	11	1	0	14
27	3	0	23	3	0	29
28	7	0	39	4	0	50
29	9	1	63	11	0	84
30	3	2	27	5	0	37
計	25	3	165	25	0	218

八戸市手話言語条例(案)概略

【目的】

手話が言語であるとの認識に基づき、手話に関する基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、手話に関する基本的施策を定めることにより、手話に対する理解の促進及び手話の普及を総合的に推進し、もってろう者とうろう者以外の者たちが互いに支え合いながら共生する地域社会の実現に寄与することを目的とする。



【基本理念】

手話に対する理解の促進及び手話の普及は、手話が言語であること及びろう者が手話により意思疎通を図る権利を有することを踏まえ、ろう者とうろう者以外の者たちが互いに人格及び個性を尊重することを基本として推進されなければならない。

【市の責務】

- ・ 基本理念にのっとり、手話に関する施策を実施する。
- ・ 施策の実施に当たっては、ろう者その他の関係者の意見を聴き、その意見を尊重するよう努める。

【市民の責務】

- ・ 基本理念に対する理解を深め、手話に関する市の施策に協力するよう努める。
- ・ ろう者及びその支援者は、手話に関する市の施策に協力するとともに、手話に対する理解の促進及び手話の普及に努める。

【事業者の責務】

- ・ 基本理念に対する理解を深め、手話に関する市の施策に協力するよう努める。
- ・ ろう者が利用しやすいサービスの提供及び働きやすい環境の整備に努める。



【市の施策】

- ・ 手話を学ぶ機会を提供するための施策
- ・ 手話により情報を取得する機会を拡大するための施策
- ・ 手話通訳者その他のろう者の意思疎通を支援する者の確保、養成及び支援のための施策
- ・ 上記に掲げるもののほか、市長が必要と認める施策

【学校における手話の普及】 **重点**

学校教育の場において、手話に接する機会の提供その他の手話に親しむための取組を通じて、手話に対する理解の促進及び手話の普及に努める。

三戸郡福祉事務組合の解散について
三戸郡福祉事務組合の解散に伴う三戸郡福祉事務組合立やまばと寮の財産処分について
三戸郡福祉事務組合の解散に伴う財産処分及び事務承継について

1. 概要

三戸郡福祉事務組合立社会福祉施設の民営化実施計画に基づき、組合の解散、障害者支援施設やまばと寮の財産処分、組合の財産処分（やまばと寮の財産を除く。）及び事務の承継を協議するものである。

2. 組合の解散期日

平成32年3月31日

3. やまばと寮の財産処分について

(1) 処分する財産

①建物 所在：青森県三戸郡五戸町大字倉石中市字小渡 88 番 2
(内訳)

内 容	構 造	床面積
管理棟	鉄筋コンクリート造平屋建	379.62 平方メートル
地域交流棟	鉄筋コンクリート造平屋建	450.72 平方メートル
男女生活棟	鉄筋コンクリート造平屋建	1,023 平方メートル
クリーニング棟	鉄骨造平屋建	480 平方メートル
仕出し棟	鉄骨造平屋建	279.2 平方メートル
第二作業棟	プレハブ造平屋建	56.16 平方メートル
その他	物置、プロパン庫等	

②車両及び物品一式

(2) 処分の相手 青森県八戸市大字尻内町字鴨ヶ池 117 番地 1
社会福祉法人サポートセンター虹 理事長 湖 東 正 美

(3) 処分の方法 無償譲渡

(4) 譲 渡 日 平成32年4月1日

4. 組合の財産処分について

内 容	帰属先
①土地（所在：青森県三戸郡五戸町大字倉石中市字小渡 88 番 2、地目：原野、面積：30,053 平方メートル）	五戸町
②青森県市町村職員退職手当組合積立金等及びその他の財産	八戸市、三戸町、五戸町、田子町、南部町、階上町及び新郷村（以下「組合市町村」という。） ※三戸郡福祉事務組合負担金条例（以下「負担金条例」という。）に規定する割合により算定

5. 組合の事務の承継について

内 容	承継先
①予算に属する未収金及び未払金	五戸町
②三戸郡福祉事務組合が加入していた団体（青森県市町村職員退職手当組合を除く。）等の負担金等の清算に伴う納付金又は還付金	五戸町
③歳計現金	(a) 歳計現金のうち①及び②の規定に相当する額 五戸町 (b) 上記(a)を加減した後の残額 組合市町村 ※負担金条例に規定する割合により算定
④五戸町が収入する「平成 18 年度に三戸郡福祉事務組合が起債した明幸園大規模修繕事業に係る施設整備事業債に対する元利償還金普通交付税算入分」	組合市町村 ※五戸町が収入の都度、負担金条例に規定する割合により算定
⑤三戸郡福祉事務組合の決算の審査及び認定並びにその他の事務	五戸町

6. 疑義等の協議

組合市町村がその都度協議の上、決定する。

八戸市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部改正（案）の概要について

1 改正の理由

介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準の一部改正に伴い、介護医療院の管理者が業務を委託する場合の基準に係る規定の整備をするためのものである。

2 改正の主な内容

検体検査等を業務とする衛生検査技師（平成22年度末で廃止）について、免許廃止後も従前から衛生検査技師の免許を受けていた者は、検体検査等の業務を行うことができるよう経過措置が設けられており、医療法施行規則等の一部を改正する省令（平成30年厚生労働省令第139号）により介護医療院の基準省令にこの経過措置が追記されたので、これにあわせて規定を整理するものである。

3 施行期日

公布の日から施行する。

八戸市南郷保健センター条例の廃止（案）及び 八戸市南郷母子健康センター条例の廃止（案）について

1 廃止の理由

八戸市との合併後、南郷保健センター及び南郷母子健康センターでの保健事業は、段階的に縮小してきた。現在実施している介護予防事業についても平成31年度からは民間委託することとなり、両施設での事業は終了するため。

2 廃止の内容

八戸市南郷保健センター及び八戸市南郷母子健康センターを平成31年3月31日で廃止するものである。

3 施行期日

平成31年4月1日

住民票誤交付に係る損害賠償額の専決処分について

- 1 誤交付の概要** 住民票の交付制限を受けていた支援措置対象者の住民票を、市内の市民サービスセンターにおいて、平成29年8月2日に支援措置対象者以外の者に誤って交付した。
このことにより、支援措置対象者の転居が必要となったもの。
- 2 損害賠償額** 493,360円
(損害保険により同額給付)
- 3 専決処分の日** 平成30年12月20日(木) 処分第38号
- 4 示談成立の日** 平成30年12月20日(木)

自動車事故報告及び損害賠償額の専決処分について

- 1 発生日時** 平成30年11月20日（火）午前8時45分頃
- 2 発生場所** 市公用車車庫前（八戸市内丸一丁目1番1号）
- 3 事故の概要** 職員が公用車を車庫から出すために後退したところ、駐車中の相手方トラックの車体前方部に公用車右側後方を接触させたもの。
- 4 損害賠償額** 100,051円
（公益社団法人全国市有物件災害共済会より同額給付）
- 5 専決処分の日** 平成30年12月21日（金） 処分第39号
- 6 示談成立の日** 平成30年12月28日（金）

繁忙期における休日開庁の実施について

1. 概要

市民サービス向上の観点から、住所異動が集中する年度末及び年度初めの休日に関係課が窓口業務を実施するもの。

2. 開庁日

平成31年3月23日（土）	平成31年3月24日（日）
平成31年3月30日（土）	平成31年3月31日（日）

3. 開庁時間

午前8時15分から午後5時

4. 開庁窓口と取扱い業務

課名	取扱い業務
市民課	・住所異動に関する届出 ・戸籍に関する届出 ・住民票の写し、印鑑証明書、戸籍謄抄本の発行など
国保年金課	・国民健康保険及び国民年金の資格取得喪失関係届出 ・国民年金保険料免除申請
健康づくり推進課	・乳幼児ハンドブックの交付 ・妊娠届出及び母子健康手帳の交付 ・妊婦委託健康診査受信票等の交付
子育て支援課	・ひとり親家庭等医療費申請 ・乳幼児等医療費申請 ・児童手当及び児童扶養手当の認定請求及び諸届出 ・遺児弔慰金申請 ・遺児卒業祝金申請
こども未来課	・保育所等の入退所申請
学校教育課	・就学（転校・新入学等）に関する業務

5. その他の対応

市民課及び国保年金課は、上記4日間の開庁日の他に、3月・4月の毎週土曜日の午前中、表に記載の取扱い業務を行う。

6. 周知方法

- ・広報はちのへ3月号（2月20日発行）への掲載
- ・市ホームページへの掲載

バンコマイシン耐性腸球菌（VRE）対応病床の設置に伴う 1次2次救急の患者及び入院予定患者の一部受入制限について

1 概要

昨年12月以降、当院の入院患者の一部からバンコマイシン耐性腸球菌（VRE）の検出数が急増したことにより、2月以降の病床コントロールにおいて、救急対応とVRE対策の両立が困難な見通しとなった。

このため、2月8日（金）から5月6日（月）の約3か月間、VREの抜本的対策として対応病床50床を設置し、これに伴う病床コントロールを行うため、1次2次救急の患者及び入院予定患者の受け入れを一部制限することとしたもの。

2 VRE対応病床の設置について

- ①一般病床552床のうち、VRE対応病床として病棟内の個室を中心に50床を確保し、設置。
- ②CCM（救命救急センター所管）の病床30床を19床とし、入口からの感染症対策を徹底。

3 1次2次救急の患者及び入院予定患者の一部受入制限について

VRE対応病床の設置に伴い、病床コントロールのため、下記のとおり受入制限を実施。

（1）実施期間 平成31年（2019）2月8日（金）～5月6日（月）

（2）内容

①救急対応について

- ・中等度以下の患者は2次救急（日赤、労災病院等）の他病院との連携のもと、原則、重篤なケース（3次救急）を中心とした受け入れを行う。
- ・休日夜間の3病院による輪番制は堅持する。
- ※救急対応については病床コントロールの改善状況次第で早期解除を目指す。

②入院予定患者の受け入れについて

- ・入院予定患者は、病床コントロールの状況により、患者の病状に配慮しながら入院時期の延期または他の医療機関への紹介を行う。
- ※入院を伴わない外来受診は通常どおり対応する。

4 今後の対応

（1）感染対策の徹底

- ・市保健所による指導、外部有識者評価及び院内感染対策マニュアルに基づく対策の徹底
- ・面会者の手指消毒、マスク着用の徹底

（2）定期的な情報発信

- ・収束するまでの間、受入制限や陽性患者数の状況等について月1回（月末までの状況を翌月上旬）、病院ホームページに掲載するほか、同内容については報道各社にも情報提供を行う。

別紙資料

○バンコマイシン耐性腸球菌（VRE）について

①菌の特徴

- ・腸球菌は、ヒトの腸内に存在する常在菌だが、VRE は腸球菌の中で抗菌薬のバンコマイシンに対する耐性を獲得した菌であり、効果のある抗菌薬は国内で1種類となっている。
- ・健常者は腸管内に VRE を保菌していても無害、無症状であるが、手術後や感染防御機能の低下している人に対しては、まれに腹膜炎、術創感染症、肺炎、敗血症などの感染症を引き起こす場合がある。

②感染経路

- ・感染経路は接触感染が主で、手、器具、環境を介して口や傷口から感染する。
- ・消化管および腔内常在フローラ構成菌でもあるため、内因性感染する場合がある。

○当院におけるVREの検出状況

- ・30年度においては、8月、10月に各1名、11月に3名と散発的であったが、12月に検出数が急増したため、重症度からハイリスクとされる入院患者を中心に相当数の検査を実施したところ、1月に入り、新たに41名の陽性（保菌）者を確認したことから、現在、全入院患者へのスクリーニング検査を実施しているもの。
- ・当該検査は2月末に完了する予定であるが、2月15日現在で判明している陽性（保菌）者はのべ75名で、入院者数は42名となっている。

VRE 新規陽性（保菌）者数 ※2月15日現在

月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	合計
検査数	51	48	44	47	88	468	215	961
陽性	1人	0人	1人	3人	14人	41人	15人	75人
陽性率	2.0%	0.0%	2.3%	6.4%	15.9%	8.8%	7.0%	7.8%

※2月15日現在、陽性（保菌）者で入院している方は42名。

※陽性が判明した患者（または家族）には、随時、看護師からVREに関する説明及び手洗いの徹底や消毒に関するレクチャーを実施。また、自宅退院する患者・家族にも日常生活上の注意事項についてレクチャーを行っている。

○備考

- ・上記表において、VREの保菌者で死亡退院となった患者は9人。いずれも死因は原疾患によるものである。また、VRE感染症の疑いにより市保健所に届け出を行っているのは2件である。（1名は回復し転院、1名は原疾患による死亡退院）